

令和 8 年 8 月千葉豪雨による農業被害に関する緊急要望

令和 8 年 8 月 13 日に発生した令和 8 年 8 月千葉豪雨は、全国で初めて「レベル 5 大雨特別警報」が発表され、本市を含む県内各地において観測史上最大の降雨をもたらし、河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、広域的な道路冠水等により、住家、事業所、公共施設、交通網及びライフラインに甚大な被害をもたらしました。

都市部においては、アンダーパス部の浸水や道路冠水による大規模な交通障害、公共交通機関の遅延・運休とこれに伴う多数の帰宅困難者の発生等、都市部特有の課題が顕在化しました。また、線状降水帯の発生に伴う急激な状況変化により、多くの住民が避難や移動を余儀なくされる事態となりました。

農業分野においても、想定を超える豪雨により、農業用施設が水没し農業用機械の全損など深刻な被害が多数発生しました。また、田畑に流れ込んだ水流により、収穫を目前に控えた稲の倒伏や、播種したばかりの露地野菜の種子の流出が生じたほか、農地内への土砂の流入やごみの漂着による被害も広範囲に及んでいます。

当災害に対し、鈴木憲和大臣におかれましては、いち早く被災地へ駆けつけ、被災状況を自ら御確認いただきましたことは、本市民にとって大変心強く、厚く御礼申し上げます。

発災から 2 週間余りが経過し、被害状況の全容が明らかになりつつあり、また、千葉みらい農業協同組合からも緊急要望が提出されております。

本災害について、激甚災害の見込みとしていただいたことについて、政府・関係省庁の皆様の迅速な御対応に感謝申し上げますとともに、農林水産省におかれましては、今回の豪雨災害が従来 of 想定を超える未曾有の災害であることを御理解いただき、被災された農業者の営農再開と農業基盤の早期復旧・復興に加え、今後予想される同様の災害に備えた防災・減災対策の強化に向け、次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

1 農道、用排水路等の農業基盤に係る被害に対する支援

道路の冠水や河川の越水により、これまでにない規模で農道や用排水路の崩壊が発生しており、本市の試算では、農業基盤に係る被害額は、8月31日時点で17億円に上り、今後の調査により更に増額する見込みである。

これら災害復旧事業等に係る手続について、次の作付けに間に合わせて工事が完了できるよう、その査定にあたっては、必要な書類や審査を簡略化するなど、実情に応じた柔軟な制度運用を講ずること。

2 被災した農業者の営農再開・継続に向けた支援

産地緊急支援事業及び農地利用効率化等支援事業(被災農業者支援タイプ)を発動するなど、被害を受けた農業者に対し、農業用施設の再建・修繕や農業用機械の取得、再播種・再作付けに必要な種苗・肥料等の確保、作物残さや漂着ごみ等の撤去・処分に係る費用など、営農再開に必要な経費について十分な支援を行うとともに、被害実態に即した支援策を講じること。

また、支援事業の実施にあたっては、できる限り農業者の負担割合の軽減を図るなど、営農継続につながる支援策を講じること。

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

令和8年9月2日

千葉市長 神谷 俊一